

給水管減圧弁の設置費用の一部を助成します

上水道使用者で給水管減圧弁を設置する方に、設置費用の一部を助成します。

減圧弁とは、水道の水圧を下げて、一定の水圧に調整する装置です。

対 水圧がおおむね0.6MPaを超える地域の戸建て住宅に設置する減圧弁（アパートは対象外）で、上下水道料金に滞納がない方

▼助成額

減圧弁設置費用の3分の1以内で上限5万円

▼その他

工事は、三春町指定給水工事事業者に限ります。

詳細についてはHPをご覧ください。

助成金HP



問 企業局 水道・宅造グループ
☎0247-62-2500

窓口負担割合が2割の方へ

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月1日から、窓口負担割合が2割の方の1か月あたりの外来医療の窓口負担を、1割負担の額から3千円までの増加に抑える（入院の医療費は対象外）配慮措置が適用されていましたが、本措置は令和7年9月30日で終了となりました。

終了に伴い、令和7年10月1日以降診療分の高額療養費等の支給が少なくなる場合があります。

高額療養費の詳細については、後期高齢者医療広域連合HPをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合HP



また、制度改正については、コールセンターへお問合せください。

問 後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター
☎0120-117-571
（フリーダイヤル）
午前9時～午後6時
※日曜・祝日・年末年始は除く

税金・年金

キャッシュレス納付説明会を開催します

郡山税務署で、キャッシュレス納付の概要やご利用いただくための操作方法等についての説明会が開催されます。

時 △10月2日（木）

午前9時30分～11時30分

▽10月8日（水）・21日（火）

午後1時30分～3時30分

※事前予約制です。

所 郡山税務署 1階事務室

問・申

郡山税務署管理運営部門
☎024-932-2104

浄化槽に関するお知らせ 問 企業局 ☎0247-62-2500

★町営の合併処理浄化槽事業

主に現在供用中の公共下水道および農業集落排水設備の未整備地区に居住される方を対象に、町が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行っています。

▶浄化槽の設置

25万円負担いただくことで、浄化槽本体および放流管を町で設置します。

※トイレ・風呂・台所などの設備費や浄化槽までの配管は、個人負担となります。

▶維持管理

浄化槽設置後も町が責任を持って管理します。

▷保守点検 3か月に1回

▷清掃 年1回

▷法定検査 年1回

▷その他 プロア等の修繕

なお、使用者の方には、

1基あたりの月額使用料を負担していただきます。

料金表（税込み）

人槽区分	月額使用料
5人槽	2,970円
6人槽	3,960円
7人槽	4,950円
8人槽	5,060円
10人槽	5,280円

★10月1日は浄化槽の日です

浄化槽管理者は工事・保守点検および清掃の実施状況ならびに処理水の水質が適正であるか確認するために、年1回の法定検査を受検する必要があります。各個人負担により設置された管理者の皆さんは、この機会に実施状況の確認をしましょう。

▶各維持管理の申込み方法

▷保守点検 福島県知事または中核市長より登録を受けた保守点検業者に依頼しましょう。
※詳しくは企業局までお問い合わせください。

▷清掃 保守点検業者経由での申込みとなります。

▷法定検査 保守点検業者および清掃業者に手続きを委託、または町から未受検者に対して発送する通知に同封されたはがきよりお申込みください。